

平成16年4月1日から

水道の水質基準がかわります!!

「水質基準の改正について」

水道の水質基準が、新たな水質問題の提起や水道水質管理の充実・強化を背景として、10年ぶりに大幅に改正され、平成16年4月1日から施行されます。

新水道水質基準は、現行の46項目から9項目が削除される一方、湖沼などの富栄養化に伴い発生するかび臭の原因物質である「ジエオスミン」、発泡の原因となる「非イオン界面活性剤」や、健康への影響等を考慮して「ホルムアルデヒド」など13項目が新たに追加されて合計50項目となります。

大阪府営水道では、すでにオゾン処理や粒状活性炭処理などの高度浄水処理を行い、新水道水質基準にも十分対応していますが、今回の改正にあわせて新たな分析機器を導入するなど、その品質管理になお一層充実・強化を図っています。

また、府民の皆様に水道水の信頼をさらに深めていただくため、平成16年度において、水質検査結果の品質等を保証する国際規格「ISO 17025」の認証を取得してまいります。

「平成16年度の水質検査計画の策定について」

府営水道では、最適な水質検査を行うことにより、水質を保証するとともに、検査結果を公表して良質で安全であることを理解していただけるよう努めてきました。今回、府営水道の水質についてさらにご理解を深めていただけるよう、府内市町村水道のご意見をいただき、平成16年度の水質検査計画を策定しました。

水質検査計画の要旨

- 1 送水時における「水質監視地点」を大幅拡大
 - ◎市町村への送水時における「水質監視地点」を大幅拡大
 - ◎連続自動測定器による水質監視体制を強化
- 2 淨水場の水質検査
 - ◎淨水場入口(原水)から淨水処理過程の水質検査のあり方の見直し
 - ◎淨水場出口(淨水)の安全確認のための水質検査のあり方の見直し
- 3 水源の水質検査
 - ◎琵琶湖から淀川下流域までの水源の定期的な水質試験を効果的に実施

詳しくは水道部ホームページをご覧ください

<http://www.pref.osaka.jp/suido/>

